

カーボンニュートラルアドバイザー最新情報

ESG関連開示原則の新たな枠組み

2025/10

ESG関連の政策と開示枠組みの関係を整理すると、最上位の枠組みとして、気候変動では「パリ協定」、生物多様性では「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が存在し、この政策目標を実行するための国際枠組みとしてそれぞれ「TCFD」と「TNFD」が存在する（TCFDはすでに組織としては解散）。そしてこの分野における企業報告基準を定めている仕組みが「GRI」や「IFRS」である。企業は各国の市場規制に基づきこれらの報告基準で報告することをステークホルダーから求められている。

ESG情報開示の主な枠組みを一覧形式にしたものが下表である。枠組みの違いや特徴を理解して、自社の開示の目的や対象に合った枠組みを活用することが重要となる。

図表 主なESG関連開示原則

策定機関	開示原則
サステナビリティ基準委員会 (SSBJ)	サステナビリティ開示基準（日本適用版）
国際会計基準 (IFRS) 財団	IFRSサステナビリティ開示基準
	SASBスタンダード
	国際統合報告フレームワーク
気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)	TCFD提言
グローバル・レポートィング・イニシアティ (GRI)	GRIスタンダード
自然関連財務情報タスクフォース (TNFD)	TNFD提言

出所：塚田秀俊（金融機関のSDGs・ESG金融実践講座TX1著者）作成

【サステナビリティ開示基準】

「国際サステナビリティ基準審議会」(ISSB)は、市場関係者からの要望により、国際的なサステナビリティ開示基準を開発することを目的として設立された。我が国の機関としては、サステナビリティ基準委員会(SSBJ)が2022年7月に設立されている。

SSBJの主な役割は2つあり、①我が国の資本市場で用いられることを想定したサステナビリティ開示基準（日本基準）の開発と②国際的なサステナビリティ開示基準の開発への貢献がある。

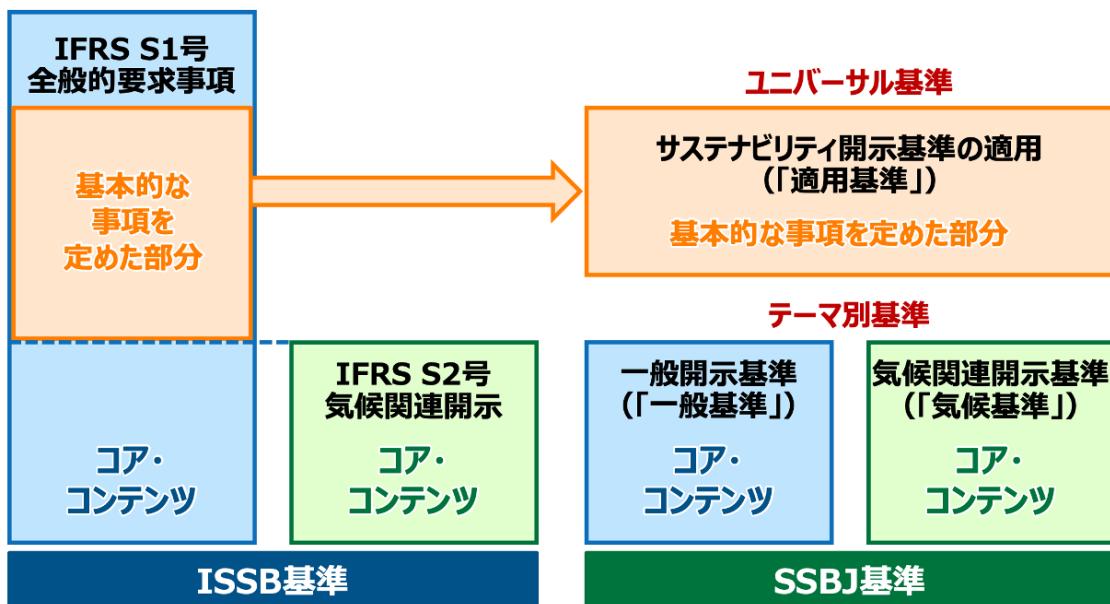
ISSBは、国際的なサステナビリティ開示基準の開発にあたり、白紙の状態から基準の開発を始めるのではなく、既存の基準やフレームワークを基礎として開発している。ISSBは、2023年6月、サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案として、IFR

Sサステナビリティ開示基準となる IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要件」(以下「IFRS S1号」という。) 及び IFRS S2号「気候関連開示」(以下「IFRS S2号」という。) を公表した(2024年1月1日以降に始まる年次報告期間から適用開始)。

これを受け SSBJ が日本版 S1 と S2 を 2025 年 3 月に確定版をリリースした。

SSBJ 基準は 3 つに分かれており、上記 IFRS S1 基準を分解して、基本的な事項を定めた部分である「適用基準」と「一般基準」の 2 つに、IFRS S2 基準に対応する部分を「気候基準」として定めている。これらの基準の開示義務が 2027 年 3 月期から時価総額 3 兆円以上の大企業に適用され、順次適用対象が拡大されていく予定となっている。

図表 サステナビリティ開示基準の構成



出所：SSBJ Web サイト